

令和 8 年 8 月 5 日

令和 8 年度富山県最低賃金改正決定に係る公益代表委員見解

富山県最低賃金専門部会は、富山地方最低賃金審議会から付託された令和 8 年度富山県最低賃金の改正決定の審議に当たり、県内の経済・雇用情勢、各種賃金調査の結果及び労使各委員の意見等を総合的に勘案しながら、最低賃金法第 9 条第 2 項に規定される労働者の生計費、労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力の三要素を考慮した慎重な審議を重ねたが、公労使一致の結論に至らなかった。

このため、令和 8 年度富山県最低賃金の改正決定について、令和 8 年 7 月 28 日付け中央最低賃金審議会答申を十分参酌するとともに、県内の実情を総合的に勘案し、当専門部会公益代表委員の見解を以下のとおり取りまとめた。

記

1 金額及び発効日

令和 8 年度富山県最低賃金額については、時間額を 57 円引上げ 1,119 円とする。また、発効日は、法定発効とする。

2 結論に至った理由

最低賃金法第 9 条第 2 項に定める三要素を検討する際に、上昇する生計費及び賃金改善の必要性と、県内企業、とりわけ中小企業・小規模事業者を取り巻く厳しい経営環境及び先行きの不透明感との均衡を図る観点も重視した。その結果、最低賃金決定にかかる三要素に加えて、引上げによる影響率を昨年度の改正時と概ね同程度の水準にとどめつつ、特に生計費の上昇を示す指標を重視して、57 円の引上げを行うことが適当であると判断した。

(1) 最低賃金法第 9 条第 2 項に定める三要素に関する指標

ア 労働者の生計費について

富山市の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合指数）は、直近 1 年間（令和 7 年 7 月から令和 8 年 6 月までの期間）で平均 2.4%上昇している。生活必需品である食料については平均 5.4%上昇し、高い上昇率が

継続している。飲食料品に係る消費税減税措置の一時的な影響が生じる可能性があり、今後の物価動向については引き続き注視する必要がある。

家計調査では、令和7年の富山市の総世帯のうち勤労者世帯におけるエンゲル係数は25.6%と高い水準にあり、消費支出（実質）も対前年比5.5%増加している。また、令和8年4月に富山市水道料金が改定され、一般家庭でひと月当たり平均改定率27.0%（+451円）となっている。

日本銀行の「経済・物価情勢の展望」では、消費者物価指数（除く生鮮食品）が、令和8年度2.8%～3.0%、令和9年度2.3%～2.4%上昇する見通しとされており、今後も物価上昇が継続すると見込まれている。

イ 労働者の賃金

県内の春季賃上げ率は、連合富山集計で5.03%、富山県経営者協会集計で4.47%と、前年を下回るものの依然として高い水準となっている。

令和8年賃金改定状況調査では、Bランクの賃金上昇率は第4表①②で3.4%、継続労働者を対象とした第4表③では3.7%となり、いずれも前年を上回った。

毎月勤労統計調査において、富山県の規模5人以上の事業所におけるきまって支給する給与は、令和7年10月以降、名目で前年同月比3.7%から5.3%の幅で推移している一方、実質では0.6%から3.9%と、名目を下回って推移している。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

日本銀行金沢支店公表の北陸短観県別集計データによれば、富山県内企業の売上高経常利益率は直近10年間平均を大きく上回る水準で推移しており、設備投資も3年連続で増加している。

一方、日本銀行調査統計局公表の企業物価指数は、令和7年10月以降、対前年比2.1%から7.1%（速報）と上昇が続いており、企業のコスト負担の増加がみられる。

倒産件数は前年を上回るペースで推移し、完全失業率も上昇傾向がみられ、人件費や原材料価格の上昇、金利上昇など中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は厳しい状況にある。さらに、価格交渉は進んでいるものの、依然として価格転嫁が十分に進んでいない企業もみられ、価格転嫁はなお十分とはいえない状況にある。

内閣府・財務省公表の法人企業景気予測調査によれば、令和8年4月から6月期の国内の景況判断BSIは大企業マイナス4.5%ポイントに対し中小企業はマイナス28.2%、令和8年7月から9月期の見通しは大企

業マイナス 1.4%、中小企業はマイナス 25.4%である。また、経常利益について令和 8 年度通期における前年度比増減率をみると、繊維工業は 12.1%増に対し、その他の輸送用機械器具製造業はマイナス 31.4%である。さらに急激な企業物価の上昇要因も観測されている。

日本銀行調査統計局公表の日銀短観（概要）によれば、令和 8 年 6 月の業況判断（全体）について、前回調査（3 月）との対比をみると、緩やかに上昇しており、かつ、製造業だけをみた場合でも一部の金属系以外は好調である。

（2）三要素に関する各種指標の総合的勘案

生計費では、日本銀行による物価見通しにおいても今後の物価上昇の継続が見込まれている。このような状況のもと、最低賃金近傍で働く労働者にとって生活必需品価格の上昇による負担は依然として大きく、生計費への十分な配慮が必要である。

賃金では、県内の春季賃上げ率が引き続き高い水準にあり、賃金改定状況調査及び毎月勤労統計調査においても賃金上昇の状況が確認される。

賃金支払能力では、企業収益や設備投資は全体として堅調に推移しているものの、その状況は企業規模や業種によって大きな差がみられる。特に、中小企業・小規模事業者においては、人件費、原材料費及びエネルギー価格の上昇等により厳しい経営環境が続いており、中東情勢をはじめとする国際情勢の不透明感や物価動向の先行き不透明感が高まっている。

賃上げ原資であり生計費上昇の理由となりうる価格転嫁は、価格交渉は進んでいるもののなお十分とはいえず、賃上げ原資の確保に課題を抱えている企業もみられる。生産性向上ならびに人材確保のために設備投資や運転資金の確保を目的とした融資を受けている企業が多い中、短期間での度重なる金利の上昇も賃上げ原資確保を困難にする状況に拍車をかけている。これらの影響を考慮しながら、通常企業の支払い能力への配慮を十分に行う必要がある。

物価上昇の継続にともない、県内でも高水準の賃上げが続いていることから、賃上げの流れを適切に最低賃金へ反映することが必要である。一方で、最低賃金の引上げの必要性は十分認められるものの、企業の賃金支払い能力への配慮の必要性も認められ、相反するこれらの要素を総合的に勘案することも肝要である。

以上より、中央最低賃金審議会が示した 56 円を目安額を十分参酌しつつ、特に生計費の上昇を考慮すると、消費支出（実質）の増加率を踏まえて目安額を上回る 57 円の引上げを行うことが適当である。57 円引上げとした場

合の影響率は 23.8%となり、昨年度改正時の 23.7%と概ね同程度で、労働者の生活改善と企業の負担能力の双方に配慮した妥当な水準であると認められる。

3 国に対する要望

大多数を占める中小企業の支払い能力を個々に向上させることは、昨今の企業をとりまく困難な環境から限界があり、国の支援が重要である。特に令和7年度において掲げられた賃上げ促進策が今年度は不明確であり、様々な支援策の周知・徹底を、以下の通り国に強く要望する。

- (1) 労務費を含む適切な価格転嫁と取引適正化を推進し、中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の着実な執行、官公需における価格転嫁の徹底及び「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知を図ること。
- (2) 業務改善助成金の拡充、申請手続きの簡素化、DX・省力化投資や人材育成支援など、生産性向上に向けた支援を強化すること。
- (3) キャリアアップ助成金等の活用促進により非正規雇用労働者を含めた処遇改善を支援すること。
- (4) 社会保険料負担の軽減や支援措置の拡充により、労働者の手取り向上と中小企業・小規模事業者の負担軽減を図ること。